第十条の二の六第二項第三号	政令
第十条の二の七第二項	政令第四十八条の十五の四第三項に
第十条の二の七第二項第一号	法第三百二十一条の十一の三第一項
第十条の二の七第二項第二号	同項の申立て
	法第三百二十一条の十一の三第一項
	申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額
	前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象
第十条の二の七第二項第三号	政令

外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令第三十六条の十五の四第三項に
外国居住者等所得相互免除法第三十六条	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
外国居住者等所得相互免除法第三十八条	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令

3　地方税法施行規則第五条の二第二項及び第五条の四第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項及び第三十二条の三第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二第二項	政令第三十二条の二第四項に
第五条の二第二項第一号	法第七十二条の三十九の二第一項の申立て
第五条の二第二項第二号	法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額
	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十二条の二第四項において準用する政令第三十二条の二第四項に
	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額
	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に
	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令

	前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議の対象
第五条の二第二項第三号	政令
第五条の四第二項	政令第三十二条の三第四項に
第五条の四第二項第一号	法第七十二条の三十九の四第一項
	同項の申立て
第五条の四第二項第二号	法第七十二条の三十九の四第一項
	申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額
	前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象
第五条の四第二項第三号	政令

外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）との間の国外関連者を同条第三十五項に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の相互協議の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等所得相互免除法第二十五条第一項に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する本店等と同号に規定する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する外国居住者等との間に所在するものの同項第一号に規定する内部取引にあたるもの
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令